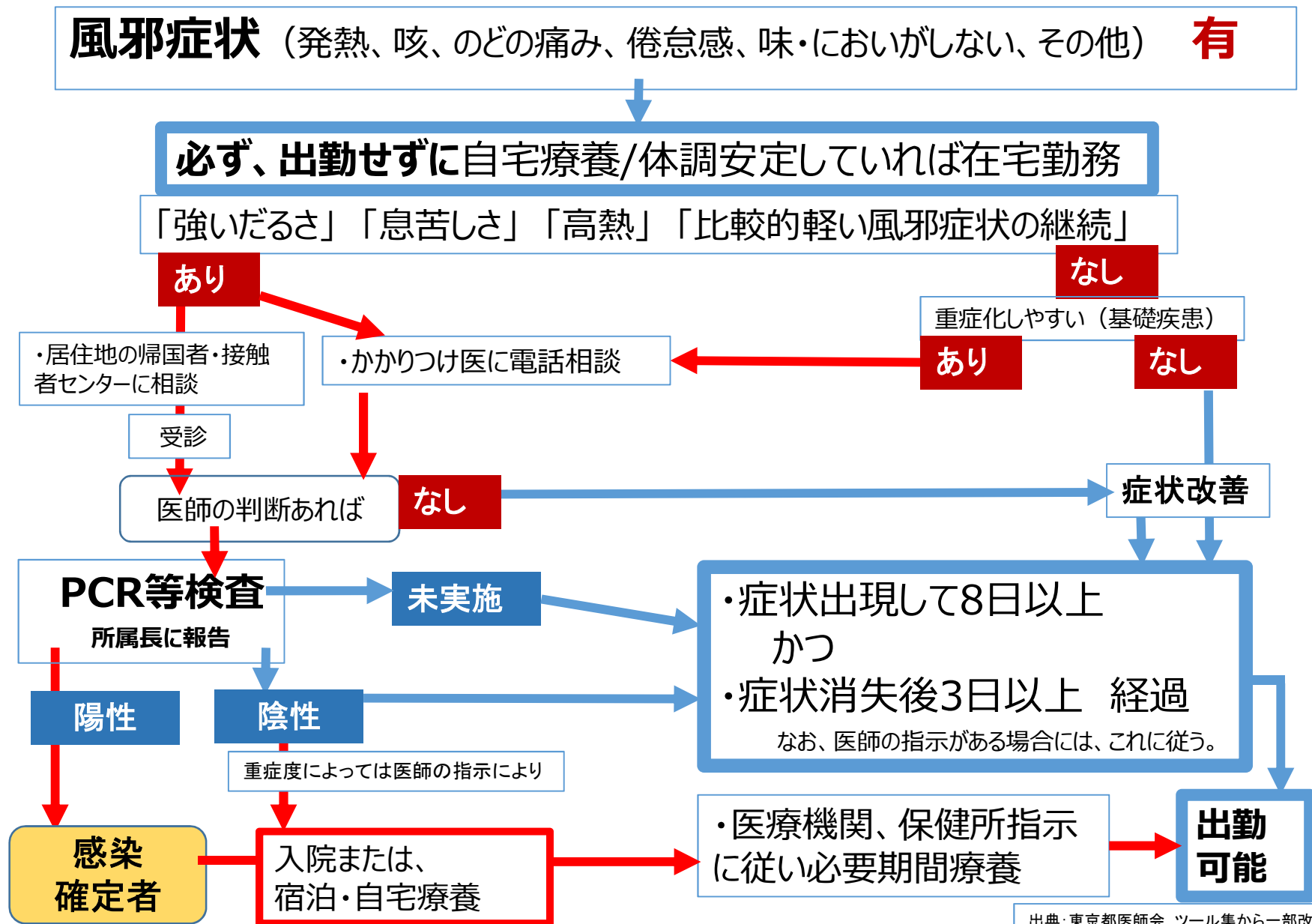


# 体調不良者の対応フロー



# 出勤可能日のイメージ図

風邪症状がある職員の場合：新型コロナウイルス感染症（未確定例）

出勤可能：

・発症日から少なくとも8日間が経過している。

かつ

・薬剤を服用していない状態で、症状消失後少なくとも3日間が経過している。

なお、医師の指示がある場合には、これに従う。

発症日 1日目 2日目 3日目 4日目 5日目 6日目 7日目 8日目 9日目 10日目 11日目 12日目 13日目 14日目  
0日目

